

静岡県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第5号

静岡県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

静岡県警察の組織に関する条例（昭和29年静岡県条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（略） 警察署の名称、位置及び管轄区域			別表（略） 警察署の名称、位置及び管轄区域		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
(略)			(略)		
<u>静岡県大 仁警察署</u>	(略)		<u>静岡県伊 豆中央警 察署</u>	(略)	
(略)			(略)		
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。